

留意事項 (届出書(年度実績報告)の作成にあたって)

- 1 この届出書は、PCB廃棄物等の保管又はPCB使用製品を所有している事業場ごとに作成し、届出対象となる年度の次年度4月1日から6月30日(期限日が閉庁日に当たる場合はその翌日)までの間に提出すること。
- 2 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、PCB廃棄物等分類表をもとに、その名称を具体的に記入すること。
- 3 「番号」の欄には、PCB廃棄物にあつては種類ごとにそれぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(2023年度(令和5年度)に発生したPCB廃棄物を届け出る場合の例:05-001)を、PCB使用製品にあつては種類ごとにそれぞれ任意に定めた整理番号を付すこと。PCB廃棄物を容器にまとめて保管している場合であつて種類ごとに整理番号を付すことができないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。
なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
- 4 「量」の欄のうち「台数等」の欄には、PCBを使用する電気機器についてはその台数(個数)を、その他のものについては保管容器の数を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であつても、低圧コンデンサや安定器、汚染物などその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であつて台数(個数)を把握することができないときは、容器の個数及びその重量を単位とともに記入すること。
- 5 「量」の欄のうち「総重量」の欄には、PCBを使用する電気機器1台あたりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記入すること。その他のものについては、容器込みの重量を記入すること。
- 6 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、高圧トランス等の機器の銘板に記載されている「製造者名」、「型式」、「製造年月」、「表示記号等」及び「容量等」を記入すること。
- 7 「PCB濃度」の欄には「低濃度」又は「高濃度」、PCB廃棄物等の濃度区分が判別できない場合は「不明」のいずれかを記入すること。
- 8 「容器の性状」の欄には、PCB廃棄物を保管している容器の性状を具体的に記入すること。(例:「金属製容器」「容器なし」)
- 9 「囲い」の欄には、PCB廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無(1:囲い有り、2:囲い無し)を記入すること。
- 10 「掲示」の欄には、PCB廃棄物の保管に係る掲示板の有無(1:掲示有り、2:掲示無し)を記入すること。
- 11 「分別・混在」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別(1:分別、2:混在)を記入すること。
- 12 「漏れ等」の欄には、保管中のPCB廃棄物の漏れの有無(1-1:機器ににじみ跡有、1-2:容器内ににじみ跡有、1-3:容器内に液だまり有、2:無)を記入すること。
- 13 「処分予定年月日」の欄には、PCB廃棄物の処分を他人に委託することを予定している年月を記入すること。
処分業者と調整している場合には、当該調整に係る処分予定年月を記入すること。ただし、処分業者と調整を終えていない場合は、保管事業者として想定している処分予定年月を記入すること。
- 14 「処分業者との調整状況」の欄には、処分業者と委託契約済みであればその旨を記入すること。

- 15 「参考事項」の欄には保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。
(例：「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「PCBの含有量△% (mg/kg)」「今後分析予定」)
- 16 「合計」の欄には、PCB廃棄物(PCB使用製品)の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
- 17 「変更区分」の欄には、発生、移動(移入、移出)、廃棄等の別(PCB廃棄物については1:発生・発見、2:当該保管場所へ移入、3:PCB使用製品を廃棄、4:当該保管場所から移出、5:分析等で対象外と判明、PCB使用製品については6:他の事業場から移動、7:譲受け、8・11:承継、9:他の事業場に移動、10:譲渡し)、を記入すること。
なお、「5:分析等で対象外と判明」の場合は、別途計量証明書等の資料を添付すること。
- 18 「廃棄」とは、PCB使用製品の使用を止め廃棄物とすることをいい、実際に廃棄物として処理することは含まれない。
- 19 「処分委託年月日」には、処分業者との委託契約の締結日を、「処分年月日」には、産業廃棄物管理票E票に記載の最終処分終了年月日を、それぞれ記入すること。
- 20 「発生・移動等年月日」の欄については、PCB廃棄物が年度途中で新たに発生した場合はその年月日、PCB廃棄物を移動した場合は移動が完了した年月日、PCB使用製品を廃棄した場合は廃棄した年月日、また分析を行い対象外と判断した場合はその結果を受けた年月日をそれぞれ記入すること。
- 21 「廃棄予定年月日」の欄には、PCB使用製品の使用を止め廃棄物とすることを予定している年月日を記入すること。
- 22 「使用の状況」の欄には、当該製品を使用する場所や使用目的を具体的に記入すること(例：「○×工場の第一機械室で変圧器として使用」)。
- 23 この届出に係るPCB廃棄物の運搬又は処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA4判程度の大きさの用紙に複写したものを添付すること。
ただし、届出書の提出時に、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 24 前年度の3月31日に保管していたPCB廃棄物又は所有していたPCB使用製品のうち、その前年度までに届出書に写真を添付していないものについては、番号ごとにそれぞれその廃棄物が特定できる写真を添付すること。
- 25 これまでPCB廃棄物として届出を行っていたもののうち、PCB濃度の分析等を行い、その結果としてPCB廃棄物の対象外であると判明した場合には、その分析結果(計量証明書等)の写しを添付すること。
- 26 郵送で提出する場合の部数は、神戸市長へ1部。ただし控えの返送を希望する場合は2部。
- 27 その他、神戸市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。